

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、台風 10 号の被害に対し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添とおり、北海道保健福祉部及び岩手県保健福祉部宛に事務連絡を发出させていただきましたので、各都道府県におかれては、当該事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。